市第82号議案

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての 損害賠償額の決定

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故について、次のように損害賠償の額を定める。

令和2年12月4日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 損害賠償の額 51,188,947円
- 2 被 害 者 金沢区白帆4番地の3 株式会社キーサイド
- 3 事故の概要 令和元年9月9日頃磯子区杉田五丁目において消防訓練塔が台風により倒れて被害者の船舶 4艇に接触し、これらを破損した。

提案理由

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故に係る被害者株式会 社キーサイドに対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

参考

事件の概要

1 発生日時

令和元年9月9日頃

2 発生場所

磯子区杉田五丁目31番

3 事故の状況

旧磯子消防署磯子水上消防出張所の敷地内に設置していた鋼製の消防訓練塔が台風により倒れて、販売のため隣接地に展示されていた被害者の船舶4艇に接触し、これらを破損した。

4 事故の原因

本件消防訓練塔の設置及び点検等が専門的又は技術的見地からの判断に基づき行われていなかったため、本件消防訓練塔を固定する部品が、台風による強風に耐えられず破損したことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種			別			金額
船	舟白	補	償	費		34, 960, 000円
船	舟白	修	繕	費		16, 228, 947円
		計				51, 188, 947円

地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第12号まで省略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)